

千葉市下水道事業等経営委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市下水道事業等経営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 下水道事業及び農業集落排水事業の経営に関する事項
- (2) 下水道事業及び農業集落排水事業の計画に関する事項
- (3) 下水道事業及び農業集落排水事業の広報及び広聴に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に、当該特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第3条第5項の規定は、臨時委員について準用する。

7 部会に部会長及び副部会長を置く。

8 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

9 部会長は、部会の事務を掌理する。

10 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

この場合において、第5条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「委員及び臨時委員の半数以上」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

11 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成22年6月28日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日条例第19号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。